

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

争議行為の実施(労政訓練課)

国土調査の成果の認証(農村整備課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

◇ 正 誤 平成三年三月鳥取県公報号外第二十九号中訂正  
平成三年三月鳥取県規則第十六号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第四百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、国土調査法(昭和二十六年法律第一百八号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 区域を変更する<br>字の名称 | 同上の区域(平成二年十月一日現在の地番による。)  |
|-----------------|---|
| 大字松神字西原         | 大字松神字西原の全域<br>大字松神字東天神白の全域  |
| 大字松神字鷺取         | 大字松神字鷺取の全域<br>大字松神字南鷺取の全域   |
| 大字松神字前西原        | 大字松神字前西原のうち五六一の一、五六一の三、五六二、五六三、五六四の三、五六八の一、五六九の一、五七〇の三、五七〇の四  |
| 大字松神字西出         | 大字松神字西出口のうち六八三の二以外の区域<br>大字松神字濱屋敷七一一、七一一の二、七二二の一、七二二の二、七二三、七二四の一から七二四の五まで、七二五から七三〇まで、七三一の一、七三一の二、七三二から七 |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>大字松神字濱屋敷</p>    | <p>三八まで、七三九の二から七三九の三まで、七四〇から七四二まで、七四三の二、七四四の二から七四四の三まで、七四五、七四六及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>  |
| <p>大字松神字屋敷</p>     | <p>大字松神字濱屋敷七一五の二、七一五の二、七一六の二、七一七、七一八、七二〇から七二四まで、七四七から七七五まで、七七五の二、七七八の三、七七八の四、七八一、七八一の二、七八二、七八二の二、七八三、七八三の二、七八四、七八五の二、七八五の二、七八六、七八七、七八八の二、七八八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部<br/>大字松神字屋敷八〇二及びこれと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字松神字東屋敷</p>    | <p>大字松神字濱屋敷七七八の二、七七八の二、七七九、七八〇及びこれらと一体をなす国有地の一部<br/>大字松神字屋敷のうち八〇二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>   |
| <p>大字松神字東屋敷の全域</p> | <p>大字松神字東屋敷の全域<br/>大字松神字東濱一〇二の二、一一二〇の二、一一二一から一一二七まで、一一二八の二、一一二八の二、一一二九から一一三一まで、一一三二の二、一一三二の二、一一三三から一一四五まで、一一四六の二、一一四六の四及びこれらと一体をなす国有地</p>  |
| <p>大字松神字東濱屋敷</p>   | <p>大字松神字東濱屋敷の全域<br/>大字松神字東出口九〇二の二、九〇二の二、九〇三の二、九〇三の四、九〇三の五</p>  |
| <p>大字松神字東出口</p>    | <p>大字松神字東出口のうち九〇二の二、九〇二の二、九〇三の二、九〇三の四、九〇三の五以外の区域</p>   |

  

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>大字松神字中開</p>    | <p>大字松神字中開九三五の二から九三五の七まで<br/>大字松神字火屋ノ沖の全域</p>  |
| <p>大字松神字南火屋ノ前</p> | <p>大字松神字西出口六八三の二<br/>大字松神字中開のうち九三五の二から九三五の七まで、九六二の二から九六二の四まで、九六三の二、九六三の三以外の区域<br/>大字松神字南火屋ノ前九三〇の二及びこれと一体をなす国有地<br/>大字松神字南中開の全域</p>   |
| <p>大字松神字沖濱</p>    | <p>大字松神字南火屋ノ前のうち九三〇の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域<br/>大字松神字中開九六二の三、九六三の二、九六三の三<br/>大字松神字沖濱のうち一〇六〇の四、一〇六七の二、一〇六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域<br/>大字松神字高濱一二〇五の一五四</p>   |
| <p>大字松神字東濱</p>    | <p>大字松神字東濱一一一の二、一一一の二、一一一の二から一一一の四まで、一一二の二から一一二の八まで、一一三の二から一一三の九まで、一一四の二から一一四の九まで、一一五の二から一一五の二まで、一一六の二、一一六の二、一一七の二、一一八の二、一一八の二、一一九の二から一一九の三まで、一一四六の二、一一四六の三、一一四七の二、一一四八、一一四九の二、一一五〇、一一五一及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字松神字土ウ</p>    | <p>大字松神字中開九六二の二、九六二の二、九六二の四<br/>大字松神字沖濱一〇六〇の四、一〇六七の二、一〇六八の二</p>  |

|   |  |
|---|--|
| 大字松神字高濱   | 二及びこれらと一体をなす国有地<br>大字松神字東濱一・二・三<br>大字松神字土ウダの全域 |
| 大字松神字高濱のうち二〇五の一五四以外の区域                            |  |
| 隣止する字の名称<br>大字松神字東天神白、大字松神字南鷲取、大字松神字南中開、大字松神字火屋ノ沖 |  |

鳥取県告示第四百八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長山本茂から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

九一春闘賃金引上げの項目について

二 日時

平成三年五月五日午前零時から本事件の完全解決にいたるまでの期間

三 場所

鳥取市五反田町六番地  
鳥取ガス株式会社・鳥取ガス産業株式会社において組合員の従事する職場の全部又は一部

四 概要  
あらゆる形の争議行為を行う。

鳥取県告示第四百九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|                      |                          |                                   |                              |                     |
|----------------------|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 調査を行つた者の名称<br>東伯郡大栄町 | 調査を行つた時期<br>平成元年度及び平成二年度 | 成果の名称<br>大栄町（大字下種及び大字岩坪）の地籍図及び地籍簿 | 調査を行つた地域<br>東伯郡大栄町大字下種及び大字岩坪 | 認証年月日<br>平成三年四月二十四日 |
|----------------------|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------|---------------------|

鳥取県告示第四百十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条の二第五項

において準用する同法第一百五條の二第三項の規定に基づき、發起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八條の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五條の二第四項の規定により告示する。

平成三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 加入区    | 漁業の区分                |
| 御来屋加入区 | 漁業災害補償法第百四條第二項に掲げる漁業 |
| 夏泊加入区  |                      |

鳥取県告示第四百十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五條第二項の規定に基づき、倉吉市上井西土地区画整理組合の解散を平成三年四月二十四日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

|         |            |          |
|---------|------------|----------|
| 遊技機の種類  | 型 式        | 製造業者名    |
|         | BINGO      |          |
|         | ワープステーションニ |          |
| ぱちんこ遊技機 | ベーター       | 奥村遊機株式会社 |

雑 報

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の五第一項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十六条の規定により公示する。

平成三年四月三十日

財団法人消防試験研究センター理事長 中條 永吉

一 試験の種類

1 乙種第四類危険物取扱者試験

2 丙種危険物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

1 日時

| 区 分           | 日 時                  |
|---------------|----------------------|
| 丙種危険物取扱者試験    | 平成三年七月十四日（日）十時十五分から  |
| 乙種第四類危険物取扱者試験 | 平成三年七月十四日（日）十三時十五分から |

2 場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁講堂、倉吉市山根五二九―二 倉吉体育文化会館及び米子市東福原三六 米子市農業協同組合において行う。

三 受験手続

1 受験願書提出先

四 その他

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）  
2 受験願書受付期間

平成三年五月十三日（月）から同月三十一日（金）まで（郵送の場合は、五月三十一日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

3 受験手数料

乙種第四類危険物取扱者試験にあつては三千四百円、丙種危険物取扱者試験にあつては二千七百円を、所定の方法により納付すること。

1 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

2 問合せ先

〒六八〇 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎八階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部  
（電話〇八五七―二六一八三八九）

正 誤

平成三年三月鳥取県公報号外第二十九号の公布された規則のあらまし中の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 一  
段 下

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成三年三月鳥取県規則第十六号）中次の箇所を誤りがあったので、訂正する。

頁三  
段上

| 正           |   | 誤               |   |
|-------------|---|-----------------|---|
| 一三号及び一六号の住宅 | 二 | 一三号、一四号及び一五号の住宅 | 四 |
| 二五、〇〇〇円     |   | 二六、二八〇円         |   |
| 一三号及び一六号の住宅 | 二 | 一三号、一四号及び一五号の住宅 | 四 |
| 二五、〇〇〇円     |   | 二六、二八〇円         |   |

| 正           |   | 誤               |   |
|-------------|---|-----------------|---|
| 一三号及び一六号の住宅 | 二 | 一三号、一四号及び一五号の住宅 | 四 |
| 二五、〇〇〇円     |   | 二六、二八〇円         |   |
| 一三号及び一六号の住宅 | 二 | 一三号、一四号及び一五号の住宅 | 四 |
| 二五、〇〇〇円     |   | 二六、二八〇円         |   |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】